

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うため、阿久根市契約規則（昭和 61 年阿久根市規則第 1 号）第 2 条及び阿久根市条件付一般競争入札実施要綱（平成 27 年阿久根市告示第 41 号。以下「要綱」という。）第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 17 日

阿久根市長 西 平 良 将



1 入札に付する事項

(1) 工事名

令和 7 年度 交通安全施設 設置工事

(2) 工事場所

阿久根市内一円

(3) 工期

令和 8 年 3 月 19 日まで

(4) 工事概要

市道 16 路線

ア 防護柵工 L=88.5m

イ 区画線 L=1737.7m

ウ 雑工 1 式

エ 仮設工 1 式

(5) 予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格

4,504,000 円

(6) 最低制限価格

ア 最低制限価格は、設けるものとし、当該価格よりも低い価格をもって入札した者の当該入札は、失格とする。

イ 最低制限価格は、公表しない。

(7) 本業務は、事後審査型条件付一般競争入札で行うものとする。

(8) 本業務は、資料（事後審査資料を除く。）の提出及び入札等を電子入札システムで行うものとする。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか、阿久根市電子入札実施要綱（平成 27 年阿久根市告示第 42 号）による。

なお、やむを得ない理由で電子入札できない者は、契約担当者の承認を得た場合に限り紙入札で入札に参加できるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を有する者で、阿久根市建設工事入札参加資格等に関する要綱（平成 19 年阿久根市告示第 137 号）により建設工事入札参加資格の認定をされている者であること。
- (3) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止の期間中でない者であること。
- (4) 対象工事において、建設業法第 19 条の 2 の規定による現場代理人及び同法第 26 条の規定による主任技術者及び監理技術者等を適正に配置することができる者であること。
- (5) 公告日から本業務落札決定の日までの間に、阿久根市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 29 年阿久根市告示第 38 号）の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者であること。
- (7) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の決定を受けていない者若しくは更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の決定を受けていない者若しくは再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始決定がなされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け競争入札参加資格を有するものを除く。
- (9) 阿久根市建設工事等暴力団等排除措置要綱（平成 20 年阿久根市告示第 80 号）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (10) 鹿児島県内に本社（店）又は支社（店）、営業所若しくは事業本部（以下「事業所等」という。）を有し、当該事業所等が契約締結に関連する一切の権限を有していること。
- (11) 平成 27 年度以降に、鹿児島県内において、単独の元請として、完成・引渡しが完了した同種の工事实績を有している者であること。同種の工事とは、交通安全施設の設置工事とする。

3 入札参加申込

- (1) 入札に参加しようとする者は、次により入札参加の申込みをしなければならない。

ア 提出書類

入札参加申込書（要綱別記第 4 号様式）

イ 提出場所

阿久根市財政課管財係

鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地 郵便番号 899-1696

ウ 提出時期

令和 7 年 9 月 18 日（木）から令和 7 年 9 月 29 日（月）までのそれぞれの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 8 時（令和 7 年 9 月 29 日（月）は、午後 4 時）までとする。

ただし、紙で入札参加申込書等を提出する場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（令和 7 年 9 月 29 日（月）は、午後 4 時）までとする。

エ 提出方法

(7) 電子入札の場合

電子入札システムにより提出すること。

(4) 紙入札の場合

入札参加申込書及び紙入札参加承認申請書（阿久根市電子入札実施要綱別記第 5 号様式）をイの場所に持参すること。

(2) 市長は、紙で入札参加申込書等を提出した者に対し、受付印を押印した入札参加申込書の写しを交付する。

(3) 入札参加申込書等を提出した者でなければ、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書等の確認及び通知等

3 の(1)により提出された入札参加申込書等について確認し、その結果は令和 7 年 9 月 30 日（火）までに電子入札システム又は書面により通知する。

5 設計図書等の閲覧

(1) 本業務に係る設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は次により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和 7 年 9 月 18 日（木）から令和 7 年 10 月 1 日（水）まで

イ 閲覧場所

阿久根市ホームページ

(2) 設計図書等について、入札参加を希望した者で、質疑がある場合は、次により質問書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和 7 年 9 月 18 日（木）から令和 7 年 9 月 26 日（金）までのそれぞれの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 提出方法

阿久根市財政課管財係に持参（FAX又はメール可）すること。（FAXの場合は、必ず電話連絡すること。）

ウ 提出先

阿久根市財政課管財係

電話番号 0996-73-1217

FAX番号 0996-72-2029

e-mail kanzai@city.akune.kagoshima.jp

(3) (2)の質問書の提出があった場合は、次により回答するものとする。

ア 回答期限

令和7年9月30日（火）午後5時まで

（※随時回答するが、最終回答期限を示すものである。）

イ 回答方法

入札参加を希望した全ての者に書面等で回答する。

6 入札の方法等

(1) 入札書の受付期間

ア 電子入札の場合

令和7年10月1日（水）午前8時30分から同年10月3日（金）午後1時まで

イ 紙入札の場合

令和7年10月1日（水）午前8時30分から同年10月2日（木）午後5時15分まで

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年10月3日（金）午後1時30分

イ 場所 阿久根市財政課管財係

(3) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(4) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。

(5) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。）をもって落札決定とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 紙入札の入札参加申込書の写しの提示

(1)の受付の際に、3の(2)により交付された入札参加申込書の写しを提示すること。

(7) 工事費内訳書の提出

ア 電子入札の場合

入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を、(1)のアの受付期間中に、入札書に添付して提出すること。

イ 紙入札の場合

入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を、(1)のイの受付期間中に、(2)のイの場所に提出すること。

7 現場説明会

実施しない。

8 入札保証金及び完成保証人

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、落札金額に応じて、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

イ 公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、アの契約保証金を免除する。

9 入札の無効

(1) 入札に参加する資格がない者がした入札

(2) 入札参加申込書を提出していない者又は虚偽の入札参加申込みをした者のした入札

(3) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(5) 入札要件（入札金額、工事名、工事場所及び氏名）の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書

(6) 入札者の押印のない入札書による入札（電子入札又は押印省略を除く。）

(7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(8) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると市長が認めた入札

(9) 送付、電報又は電送（電子入札を除く。）の方法による入札

(10) 工事費内訳書を提出しない者又は工事費内訳書が未提出であると認められる者がした入札

(11) その他入札に関する条件に違反したと認められる入札

10 落札候補者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内において、最低制限価格以上の価格で最低の価格を入札した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき者が2人以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。この場合、くじを辞退することはできない。
- (3) 落札候補者に決定された者は、次により必要な書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

- (7) 入札参加資格確認申請書（要綱別記第1号様式）
- (4) 誓約書（様式1）
- (6) 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
- (5) 同種工事の実績調書（様式2）
- (4) 配置予定技術者届出書（様式3）

イ 提出先 阿久根市財政課管財係

ウ 提出期限 令和7年10月10日（金）午後5時15分まで

- (4) 落札候補者が、次のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を認めない。

ア 期限までに(3)の書類を提出しない場合

イ 入札参加資格要件の確認のため職員が行った指示に従わない場合

ウ 提出された書類によって入札参加資格要件を満たしていることが確認できない場合

エ 提出された書類に虚偽の記載があった場合

- (5) 落札候補者に入札参加資格があると認めたときは、当該落札候補者を落札者と決定し、その旨を当該落札候補者及びその他の入札参加者に通知する。
- (6) 落札候補者に入札参加資格がないと確認したときは、落札候補者の決定を取り消し、落札候補者決定取消通知書（要綱別記第6号様式）により通知する。
- (7) (6)による落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、予定価格の範囲内において、当該落札候補者の次に低い価格をもって入札した者（落札候補者をくじで決定した場合における落札候補者以外の最低価格入札者を含む。）を新たに落札候補者と決定し、(3)及び(5)を準用する。
- (8) (7)による新たな落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、落札者を決定するまで、順次、その例により新たな落札候補者を決定し、(3)及び(5)を準用する。

11 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 10の(3)の確認の結果、10の(4)により入札参加資格がないと認められた者は、10の(6)の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（閉庁日を除く。）に市長に対して書面により入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

- (2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）に当該説明を求めた者（以下「説明請求者」という。）に対し、書面により回答する。

この場合において、10 の(7)の新たな落札候補者の入札参加資格の確認は、説明請求者に対する回答を決定するまで中断する。

- (3) 市長は、説明請求者に入札参加資格があると認めたときは、入札参加資格がないと認めた旨の通知を取り消し、当該説明請求者を落札者とする。

この場合において、市長は、10 の(7)の新たな落札候補者の決定を取り消し、その旨を当該新たな落札候補者に書面により通知する。

- (4) 10 の(7)により、新たな落札候補者となった者が、入札参加資格がないと認められた場合も(1)から(3)までと同様とする。

12 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内（閉庁日を除く。）に、契約書の案、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書その他関係書類を提出しなければならない。

13 問合せ先

阿久根市財政課管財係

鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

郵便番号 899-1696

電話番号 0996-73-1217